

Q10： 退職後の収入は、傷病手当金のみです。公立学校共済組合の組合員である配偶者の被扶養者として認定申告することができますか？

A10： 傷病手当金も恒常的な収入となりますので、共済組合が定める限度額以上受給している期間は、被扶養者として認定できません。その場合、任意継続組合員制度に加入するか、国民健康保険に加入することになります。